

## 川崎市高齢者緊急一時入所事業仕様書

### 1 事業の目的

川崎市高齢者緊急一時入所事業（以下「本事業」という。）は、在宅での援助を必要とする高齢者等が、緊急的かつ一時的に在宅での生活が困難となった場合に、事業実施事業者が運営する施設に一時的に入所させて生活支援を行うサービス（以下「サービス」という。）を実施することにより、高齢者本人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業の利用対象者

(1) 事業の利用対象者は、市内に居住し、65歳以上の高齢者（市内で保護された年齢不詳、身元不明の徘徊高齢者等を含む）等で、次の各号に掲げる理由により、一時的に在宅での生活が困難となり、施設に一時入所することが必要な者（以下、「事業利用者」という。）とする。

ア 本人の病気や骨折・打撲等による入院後の退院した際等に、在宅で生活が一時的に困難になる場合。

イ 同居の家族等の急病や事故、急な冠婚葬祭等により、本人の在宅生活の継続が困難等の理由により、一時入所を必要とする場合。

ウ 罹災等不測の事態により、居宅に住むことができなくなった場合。

エ 徘徊等により川崎市が保護し、緊急的に一時入所を必要とする場合。

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。)第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待により、一時的に保護する必要がある場合。

カ その他、緊急的に一時入所が必要であると市長が認める場合。

#### (2) 例外事項

前項ア～エに該当する利用対象者が、次のいずれかに該当する場合は、対象者としなければならないことができる。

ア 伝染性疾患又は特別な理由により、一時入所が不相当と認められる場合。ただし、軽度の風邪症状（軽症の新型コロナウイルス陽性者含む）は除く。

イ 入院加療の必要があると認められる場合。

ウ 事業利用者が専門的な医療的ケア（バルーンカテーテルの管理、痰の吸引、点滴等）を必要とし、事業者の運営施設ではその対応ができない場合。

エ その他、一時入所の利用が不相当であると市長が認める場合。

### 4 事業の内容

#### (1) 事業実施事業者

##### ア ベッド確保事業者

事業利用者が緊急的かつ一時的に短期入所を必要とする場合に備え、実施施設において、常時、短期入所用のベッドを確保し、事業利用者に対して4(2)に定めるサービスを提供するものとし、利用の申込みを受けた事業者は、2(2)例外事項に該当する場合を除き、利用を拒んではならないものとする。

また、休日や夜間等に緊急受入の要請があった場合でも対応できるよう体制を整えておくものとし、休日、夜間等で相談員等が不在であったとしても一旦受入、保護を行うものとする。

なお、医療機関の診療時間外に受入においても、一旦受入、保護を実施するものとして、翌日

以降、必要に応じて速やかに医療機関への受診等をさせるものとする。

#### イ 協力事業者

ベッド確保事業者以外で、事業の内容に賛同し、運営施設において事業実施に協力できる事業者（以下、「協力事業者」という。）に、事業利用者の受入及び4（2）に定めるサービスの提供を依頼することができる。

### （2）提供サービス

利用者に対して提供するサービス等は次のとおりとする。

- ア 事業利用者に要支援・要介護認定がある場合は、施設との契約に基づき介護保険法に規定する短期入所生活介護等のサービスを提供するものとする。
- イ 事業利用者に要支援・要介護認定がない場合は、介護保険法に規定する要支援1相当の介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護又はそれに準ずるサービスを提供するものとする。
- ウ 川崎市が保護した事業利用者の身元が判明せず、要支援・要介護認定の有無が確認できない場合は、要介護1相当の短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又はそれに準ずるサービスを提供するものとする。
- エ 事業者は当該施設の通常の施設利用者（本入所や短期入所）と同様の対応をするものとする。
- オ 受入施設までの移送手段は、原則として、事業利用者が手配するものとする。なお、事業利用者が希望した場合、事業者は可能な範囲で送迎を行うものとする。
- カ 事業による入所中の体調変化等は、原則として、事業者が対応する。ただし、事業者での対応が困難な場合は、川崎市と連携・調整して行うものとする。
- キ 要支援・要介護認定のある事業利用者が希望する場合は、受入施設と協議の上、本事業利用後も、引き続き、契約による利用ができるものとする。

### （3）利用期間

本事業における利用期間は、次の期間とする。

- ア 事業利用者に要支援・要介護認定がある場合の利用期間は、介護保険法に定める範囲とする。
- イ 事業利用者に要支援・要介護認定がない場合は、1年間で30日を上限とする。
- ウ 事業利用者が、身元不明の徘徊高齢者等で川崎市が一時保護を必要と認める者の場合は、1回の利用につき7日以内とする。ただし、利用期間後も利用要件に該当し、他に代わる手段がない場合、福祉事務所長は、さらに7日を限度に必要最小限の範囲内で、利用期間の延長を認めることができる。

### （4）費用の算定及び負担区分

本事業の利用に伴う費用の算定及び負担区分は次のとおりとする。

- ア 事業利用者に要支援・要介護認定がある場合は、事業者との契約に基づき介護保険法に基づく利用料、居住費及び食費等を施設に支払うものとする。ただし、介護保険の支給限度額を超えて事業を利用する場合は、施設で定める利用料を全額自己負担で支払うものとする。また、事業利用中に施設での生活上発生した費用の実費分を支払うものとする。
- イ 事業利用者に要支援・要介護認定がない場合は、別表1のとおりとする。ただし、家族の一時

的な旅行等、自己若しくは家族都合を理由として一時入所する場合には、事業利用に伴う費用の全額を自己若しくは家族の負担とする。また、事業利用中に施設での生活上発生した費用の実費分を支払うものとする。

ウ 事業利用者が川崎市に保護された身元不明の徘徊高齢者等で、要支援・要介護認定の有無が不明な場合の費用の算定及び負担区分は次のとおりとする。

① 事業利用期間中に身元が判明し、事業利用者に要支援・要介護認定がある場合は、判明時点から事業者と契約したものとして4（4）アと同じ取扱いとする。なお、身元判明時までの費用の算定及び負担区分は、別表2のとおりとする。

② 事業利用期間中に身元が判明せず、要支援・要介護等認定の有無が不明な場合若しくは身元が判明したが、事業利用者に要支援・要介護認定がない場合は、別表2のとおりとする。

③ 事業利用者が保護された身元不明の徘徊高齢者等で、生活保護受給者等で本人及び家族等に支払い能力がない場合は、川崎市が負担するものとする。

エ 川崎市は、必要に応じて、別表3の費用を事業者を支払うものとする。

オ 川崎市は、ベッド確保事業者に対して別表4にある費用を前金払いにて支払うものとする。

カ 川崎市は、受入れを行ったベッド確保事業者及び協力事業者に対して、別表1及び2にある川崎市負担分の費用を支払うものとする。

キ 移送や医療機関の受診等に係る費用は、原則として、事業利用者が負担する。なお、川崎市が保護した徘徊高齢者等の場合、生活保護受給者等で事業利用者本人及び家族等に支払い能力がない場合に限り、川崎市が負担する。

なお、生活保護受給者等で事業利用者本人及び家族等に支払い能力がない場合で、川崎市が保護した徘徊高齢者等の移送等に要する費用は、「高齢者等保健福祉関連タクシー借上げ事務取扱要綱」を利用するものとし、医療機関の受診等に要する費用については、健康福祉局が予算措置を行うものとする。

ク 事業利用料について、事業利用者本人及び家族等が、事業者からの請求に基づき、本人負担分について支払うものとする。また、川崎市は、事業者からの請求に基づき、川崎市負担分について支払うものとする。なお、川崎市が負担した自己負担分や、移送費、医療機関の受診等に要する費用について、事業利用者本人若しくは家族等に支払い能力があると判明した場合は、その費用について利用の決定を行った福祉事務所長が、事業利用者本人及び家族等に請求するものとする。

#### (5) その他

事業者は、川崎市に債権者登録を行うものとし、当該登録口座に対して、川崎市が負担する費用を支払うことに同意したものとする。

また、当該年度の運営状況が良好で、双方協議の上、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、1回を限度として翌年度に契約を更新できるものとします。

なお、更新した場合も翌年度に再度契約を締結するものとします。

## 5 利用の手続き

本事業は、事業利用を希望する者からの申込を受理した若しくは身元不明の徘徊高齢者等を保護等した福祉事務所からの受入要請に基づき、実施するものとする。

### (1) 利用者から申し込みがあった場合

ア 事業の利用希望者は「川崎市高齢者緊急一時入所事業利用申込書」、「生活状況等調書」及び「老人福祉施設入所等にかかわる健康診断（証明）書」（参考様式）をその居住地を所管する福祉事務所に提出する。

また、事業利用希望者に要支援認定がある場合は、住所地を所管する地域包括支援センターに相談の上、事業利用希望者に要介護認定がある場合は、担当ケアマネジャーに相談の上、利用申し込みを行うものとする。

なお、健康診断（証明）書は参考様式と同内容のものであれば、必ずしも当該様式である必要はないものとする。

イ 福祉事務所は、速やかに、申込書等に基づき事業利用者の利用要件、利用期間及び身体状況等を確認の上、「川崎市高齢者緊急一時入所事業受入依頼書」を事業者へ送付し受入要請を行う。

なお、協力事業者を優先して依頼するものとする。

ウ 依頼を受けた事業者は受入の可否について確認の上、速やかに、「川崎市高齢者緊急一時入所事業にかかる利用承諾・不承諾書」により回答する。

エ 福祉事務所長は、利用の申出を却下したときは、「川崎市高齢者緊急一時入所事業利用却下通知書」により、事業利用者へ通知するものとする。

オ 要支援・要介護認定のある事業利用者は、ケアマネジャー等と連携し、送付された「川崎市高齢者緊急一時入所事業利用決定通知書」に基づき、速やかに受入事業者と介護保険上必要な契約等の手続きを行う。

カ 福祉事務所長は、利用の申出を却下したときは、「川崎市高齢者緊急一時入所事業利用却下通知書」により、事業利用者へ通知するものとする。

キ 受入実施日の施設までの移送は、原則として、事業利用者本人若しくは家族等が実施する。

なお、施設へ送迎を依頼することもできるが、その場合は、本人負担分に送迎費を加算するものとする。

## （２）身元不明の徘徊高齢者等を保護した場合

ア 福祉事務所が身元不明の徘徊高齢者等を保護等した場合、その身元及び身体状況や健康状態を確認する。健康状態が悪い場合は入院対応を検討する。身元が判明した場合は、家族等に連絡し引き取りを依頼する。

イ 身元不明若しくは家族等による当日の引き取りが困難な場合で、健康状態が入院対応を必要としないと判断される場合、新型コロナウイルス抗原検査、検温を実施の上、ベッド確保事業者を優先して事業者へ受入要請を行う。

ウ 受入要請を受けた事業者は、要請した福祉事務所から利用者の状況を聞き取り、施設の状況を鑑みながら受入の可否を決定する。

また、要請のあった時間が休日・夜間等の医療機関による診療時間外の場合は一旦受入、翌日等に必要に応じて医療機関への受診を行う。

なお、ベッド確保事業者においては、２（２）例外事項に該当する場合を除き、受入を実施するものとする。

エ 受入施設までの移送は、保護等した警察若しくは各福祉事務所が実施する。

オ 受入施設は、利用者受入後、当該施設の他の利用者と同様の対応を行いながらその生活支援を行う。福祉事務所は受入施設や警察等の関係機関と連携し、利用者の身元の把握を行い、身元判明後は、家族等への連絡及び状況等の説明を行う。

カ 事業利用者の身元が判明しない場合は、利用期間後の支援について協議し、調整等を行う。事業利用者の身元が判明し要支援・要介護認定がある場合は、地域包括支援センター、ケアマネジャー等と連携して、速やかに介護保険上必要な契約等の手続きを行うとともに、利用期間後の支援について協議し、調整等を行う。

## 6 利用料の請求及び事業報告について

### (1) 利用料の請求について

本人負担分については、事業終了時に事業者が事業利用者本人若しくは家族等に直接請求するものとし、支払い時期については本人と施設の協議により決定するものとする。

事業利用者が要支援・要介護認定のある者の場合、本人負担分以外の費用については介護報酬として国民健康保険団体連合会に事業者が請求するものとする。

事業利用者が身元不明等で要支援・要介護認定の有無が不明若しくは介護保険非該当の場合は、本人負担分以外の費用について、事業者は川崎市に請求するものとする。

なお、事業利用者本人及び家族等が生活保護受給者等で支払い能力がない場合は、全額川崎市に請求するものとする。

### (2) 事業実施報告について

ア ベッド確保事業者は、四半期ごとに「川崎市高齢者緊急一時入所事業利用状況報告書」により、市長に利用実績を報告する。

イ 事業者は、事業利用があった際は、「川崎市高齢者緊急一時入所事業実施報告書」、請求書及び関係資料を、市長あて提出する。

## 7 衛生用品等経費の支弁

川崎市は、事業利用者退所日を起算日として14日以内に、施設内で事業利用者が原因と推測される新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合、事業者と協議の上、施設運営費に必要な衛生用品の確保等の経費を、別表のとおり支弁するものとする。事業者は、「川崎市高齢者緊急一時入所事業実施後の衛生用品等使用報告書」、請求書及び関係資料を、市長あて提出するものとする。

## 8 その他

本事業の実施にあたっては、仕様書に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。また、仕様書に定めのない事項については、事業者と協議の上、実施するものとする。

◆費用の算定及び負担区分関係別表

別表1 事業利用者に要支援・要介護認定がない場合の利用料（事業利用者からの申込があった場合）

| 世帯区分   | 利用者負担額   |        |             | 川崎市負担額   |
|--------|--|--------|-------------|--|
|        | 利用料／日  | 送迎費用／回 | 食費・日用品費／日   | 利用料・送迎費用   |
| 生活保護世帯 | 0円   | 0円     |             |  |
| その他の世帯 | 受入施設に応じた各施設の区分に応じた介護予防短期入所生活介護費（要支援1）若しくは介護予防短期入所療養介護費（要支援1）の単位数に、受入施設が所得している各種加算における単位数を足した単位数により算定した額に10%を乗じて得た額（小数点以下四捨五入）に、居室ごとの居住費を加えた額<br><br>■居室毎の居住費<br>多床室：855円<br>従来型個室：1,171円<br>ユニット型個室的多床室：1,668円<br>ユニット型個室：2,006円 | 200円   | 施設の定めた実費相当額 | 利用料：受入施設に応じた各施設の区分に応じた介護予防短期入所生活介護費（要支援1）若しくは介護予防短期入所療養介護費（要支援1）の単位数に、受入施設が所得している各種加算における単位数を足した単位数により算定した額から事業利用者負担額を減算した額<br><br>送迎費用：1,801円 |

別表2 事業利用者に要支援・要介護認定がない場合の利用料（身元不明の徘徊高齢者等で川崎市が保護した場合）

| 世帯区分   | 利用者負担額   |        |             | 川崎市負担額  |
|--------|--|--------|-------------|---|
|        | 利用料／日  | 送迎費用／回 | 食費・日用品費／日   | 利用料・送迎費用  |
| 生活保護世帯 | 0円   | 0円     |             |   |
| その他の世帯 | 受入施設に応じた短期入所生活介護費（要介護1）若しくは介護予防短期入所療養介護費（要支援1）の単位数に、受入施設が所得している各種加算における単位数を足した単位数により算定した額に10%を乗じて得た額（小数点以下四捨五入）に、居室ごとの居住費を加えた額<br><br>■居室毎の居住費<br>多床室：855円<br>従来型個室：1,171円<br>ユニット型個室的多床室：1,668円<br>ユニット型個室：2,006円 | 200円   | 施設の定めた実費相当額 | 利用料：受入施設に応じた短期入所生活介護費（要介護1）若しくは介護予防短期入所療養介護費（要支援1）の単位数に、受入施設が所得している各種加算における単位数を足した単位数により算定した額に10%を乗じて得た額から事業利用者負担額を減算した額<br><br>送迎費用：1,801円 |

※別表1及び2に定める居住費は厚生労働省が定める基準費用額（居住費）を用いるものとし、当該金額が変更になった場合は、変更後の金額を用いるものとする。

別表3 事業実施に伴う各種加算について

| 名称      | 加算額       | 加算要件  |
|---------|-----------|---|
| 事業協力加算  | 1,000円/日  | 事業利用者の受入を実施した場合に加算する。   |
| 医療対応加算  | 10,000円/回 | 事業利用者の体調急変時等で、施設が受診付き添い等の対応を行った場合に加算する。                           |
| 緊急受入加算  | 8,000円/日  | 川崎市が保護した者を緊急的に受け入れた場合に、事業協力加算と別に加算する。（上限7日）                       |
| 要配慮ケア加算 | 12,000円/日 | 川崎市が保護した者が認知症や軽度の風邪症状等（軽症の新型コロナウイルス陽性者含む）、特に配慮を必要とする者であった場合に加算する。 |

別表4 ベッド確保料

| 名称     | 支払額          | 説明                    |
|--------|--------------|-----------------------|
| ベッド確保料 | 2,500,000円/年 | ベッド確保事業者に対し、年度当初に支払う。 |

別表5 衛生用品等経費の支弁対象及び限度額

| 限度額      | 対象経費   |
|----------|--|
| 500,000円 | ①マスク、消毒用アルコール、ガウン等の衛生用品の購入経費<br>②その他、施設運営の維持に要した消耗品の購入経費 |